

尾鷲市企業誘致促進条例

(目的)

第1条 この条例は、対象地区において企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利目的をもって事業を行う法人及び個人をいう。
- (2) 対象地区 規則で定める中部電力尾鷲三田火力発電所跡地をいう。
- (3) 事業所 事業者が事業を営むための用に供する施設、及びこれと一体的な利用に供する施設をいう。
- (4) 新設 対象地区において、事業者が新たに事業所を設置することをいう。
- (5) 増設 対象地区において、事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を設置し、又は当該事業所敷地内若しくはこれに隣接して事業所を拡充することをいう。
- (6) 投下固定資産総額 一の施設の新設等を行うために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地（施設が操業又は営業を開始した日前3年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (7) 固定資産税 尾鷲市市税条例（昭和32年尾鷲市条例第3号）に基づき、本市が事業者に課する固定資産税をいう。

(対象事業者)

第3条 市長は、次の各号に該当するときは、奨励措置を講ずる事業者として指定することができる。ただし、奨励措置を受けようとする事業者が尾鷲市補助金等交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）第5条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 対象地区内に新たに用地を取得し、又は借り受けて立地していること。
 - イ 対象地区内に事業所の建物の全部若しくは一部を取得し、又は借り受けて立地していること。
 - ウ 対象地区内に事業所を増設していること。
- (2) 投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が500万円以上であること。
- (3) 納期が到来している国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(事業者の指定)

第4条 事業者は、前条の指定を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、尾鷲市企業奨励措置審査会に諮り、奨励措置を講ずる事業者として指定を行うものとする。

（奨励措置）

第5条 市長は、前条の規定に基づき指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、企業誘致奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 前項に掲げる奨励金の種別、交付基準、交付額及び交付期間は、別表に掲げるとおりとする。

3 奨励金の対象額は、固定資産税が賦課された当初年度から連続する3年分とし、奨励金の交付期間内に増設を行った場合に交付される奨励金は、当該奨励措置がなされた期間の残期間とする。

（奨励措置の申請及び決定）

第6条 指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に対し、奨励金の交付の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則で定めるところにより、指定事業者に対し奨励金の交付の決定を行うものとする。

（申請事項等の変更による届出）

第7条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1）前条に規定する申請内容に変更があったとき。

（2）操業を休止し、又は廃止したとき。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは、奨励措置の決定を取り消すことができる。

（1）事業を事業開始5年以内に廃止し、又は6月以上休止状態にあると認めたとき。

（2）第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（3）虚偽の申請その他不正の手段により奨励措置を受けていると認めたとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が奨励措置をすることを不適當と認めたとき。

2 市長は、既に行われた奨励措置が前項に該当するときは、第5条第1項に規定する奨励金の全額返還を命ずることができる。

（奨励措置の承継）

第9条 指定事業者に相続、譲渡、合併等の事由が生じた場合は、当該事業が継続されるときに限り、当該事業の承継者は、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により承継することとなる奨励措置の期間は、当該奨励措置決定された期間の残期間とする。

（報告及び調査）

第10条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対して報告させ、又は市長が命じた職員（以下「調査員」という。）にその事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 調査員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなくてはならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（尾鷲市企業助成条例の廃止）

- 2 尾鷲市企業助成条例（昭和36年尾鷲市条例第16号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

種別	交付基準		交付額	交付期間
企業誘致奨励金	個人及び資本金5,000万円以下の法人	投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が500万円以上	新設又は増設に伴い納付された固定資産税に相当する額（千円未満切り捨て）	新設又は増設に伴う固定資産税を納付した年度の翌年度から3年間
	資本金5,000万円超1億円以下の法人	投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が1,000万円以上		
	資本金1億円超の法人	投下固定資産総額に係る固定資産税相当額が2,000万円以上		